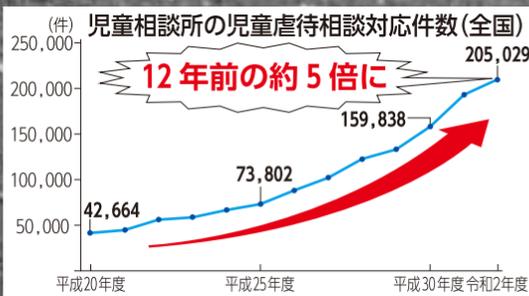


SOSを 見逃さないで

全国の児童相談所における、令和2年度の児童虐待相談対応件数は20万5,029件で昨年度より5.8%増加しました。また、直近12年間で児童虐待と思われる死亡人数は620人、1週間に1人のこどもが日本のどこかで亡くなっています。11月は児童虐待防止推進月間です。今年度は「189(いちはやく(※))「だれか」じゃなくて「あなた」から」の標語のもと、啓発活動を行っています。あなたの身近なところで起こっている「児童虐待」について、目を向けてみませんか。
 ※189は児童相談所全国共通ダイヤル
 ☎こども家庭支援課養育支援係
 ☎3647-4408、FAX3647-9196



11月は児童虐待防止推進月間



「地域で見守る子育て支援」をテーマに子ども家庭支援センターを紹介した特集番組を、江東ワイドスクエアや区公式YouTubeチャンネルで放送・配信しています。区公式YouTubeチャンネルはこちら▼

児童虐待とは…親などの保護者(親や親に代わる養育者)がこどもの心身を傷つけ健やかな成長・発達を阻害する行為のことで、大きく分けて次の4つに分類されます。

身体的虐待

殴る、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院につれていかないなど



心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟の間での差別的扱い、こどもの前での暴力や激しい言い争い(面前DV)など



性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



「もしかして児童虐待?」と思ったら
こどもの虐待ホットラインへ

☎3646-5481

「子育てが辛い、不安だ」と思ったら

子ども家庭支援センター・保健相談所へご相談を

その他相談先等は
2面をご覧ください

掲載している情報は10月22日時点のものです。最新の情報はお問い合わせください。

